

マネジメントリポート

2008年 2月

今回のテーマ： 事業承継円滑化に関する法律

『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案』が、2月5日国会に提出されました。

● 法律案のポイント

法律案は、中小企業の経営の承継を円滑におこなうため、つぎの内容から成り立っています。

<法律案の主な内容>

- 1) 遺留分に関する民法の特例
後継者が、先代経営者から贈与等により取得した株式等について、遺留分の対象から除外など
- 2) 金融支援措置
経営者の死亡にともない必要となる資金の調達支援のため、必要な資金を貸し付けることなど
- 3) 相続税の課税についての措置
相続税の納税猶予制度の創設

注) 詳しくは、07年12月発信189号 弊社「日税マネジメントリポート」

『2008年度自民党・公明党税制改正大綱』をご参照ください。

● 遺留分に関する民法の特例

民法上、兄弟姉妹を除く相続人には遺産の一定割合を確保できる「遺留分」という権利が保障されています。

せっかく先代経営者から後継者に株式を贈与により議決権を集中したとしても、相続発生時には、先代経営者の遺産に合算され、かつ相続発生時の評価で遺留分が算定されます。

そのため、一定の要件を満たす後継者が贈与等により取得した株式等は、所要の手続きにより、株式の全部または一部について「遺留分に含めないこと」や「合意の時の価額に固定」することができるようにするものです。

<一定の要件>

- 1) 中小企業者のうち、経済産業省令で定める一定期間以上継続して事業をおこなっている会社
- 2) 上記会社の代表者であった者、または代表者である者が、推定相続人のうち少なくとも1人に対して、上記会社の株式の贈与をすること
- 3) その贈与を受けた後継者となる推定相続人は、その贈与により総株主の議決権の過半数を有し、かつ上記会社の代表者であること

<特例適用の所要の手続き>

- 1) 推定相続人全員の合意をもって、遺留分に含めないことや、合意の時ににおける価額とすることなどの内容を書面により定めること
- 2) 合意をした日から1ヶ月以内に、経済産業大臣の確認を受けること
- 3) 経済産業大臣の確認を受けた日から1ヶ月以内に、家庭裁判所に申立て、許可を受けること

お見逃しなく!

1. この法律案の適用となる中小企業者とは、つぎのとおりです。
 - 1) 製造業、建設業、運輸業その他：資本金の額3億円以下 または従業員300人以下
 - 2) 卸売業：資本金の額1億円以下 または従業員100人以下
 - 3) サービス業：資本金の額5千万円以下 または従業員100人以下
 - 4) 小売業：資本金の額5千万円以下 または従業員50人以下
 - 5) ほか政令で業種ごとに定められる予定です。
2. 遺留分の民法の特例は、公布の日から1年以内の施行を予定しています。